



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月19日金曜日 第2220号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... 881

医療機関の指定..... 881

指定医療機関の廃止の届出..... 881

介護機関(居宅介護事業者)の指定..... 881

介護機関(介護予防事業者)の指定..... 882

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更..... 882

指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... 883

指定居宅サービス事業者の指定..... 883

指定居宅介護支援事業者の指定..... 883

指定介護予防サービス事業者の指定..... 884

指定居宅介護支援事業の廃止..... 884

土地改良事業の工事の完了..... 884

林業用種苗生産事業者の登録..... 885

土地改良区の定款変更の認可..... 885

道路の区域変更(県道西条久万線)..... 885

道路の供用開始( " )..... 885

道路の供用開始(県道西条久万線)..... 885

道路の区域変更(県道西条久万線)..... 885

道路の供用開始( " )..... 886

道路の区域変更(一般国道317号)..... 886

道路の区域変更(県道松山川内線)..... 886

道路の区域変更(県道中山砥部線)..... 886

道路の供用開始( " )..... 887

道路の区域変更(県道中山砥部線)..... 887

道路の供用開始( " )..... 887

建設業者の許可の取消し..... 887

道路の区域変更(県道長浜保内線)..... 888

開発行為に関する工事の完了..... 888

道路の区域変更(一般国道378号)..... 888

### 公 告

土地(建付地)の売払い..... 888

争議行為の通知の公表..... 890

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 890

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1288号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)

#### ○愛媛県告示第1291号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

第3条第1項の規定により、平成22年11月1日次のとおり愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
26	愛媛県獺友会 大洲支部 中岡 深	1 代表者氏名 中岡 深	1 代表者氏名 鎌田博郷

#### ○愛媛県告示第1289号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指定年月日
西条市民病院	医療法人北辰会	西条市小松町妙口甲1521番地	平成22年9月19日
二宮歯科クリニック	二宮 淳	大洲市長浜甲60	平成22年10月1日
メディコ21今治東調剤薬局	株式会社レディ薬局	今治市東村五丁目376-10	平成22年9月1日

#### ○愛媛県告示第1290号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
メディコ21今治東調剤薬局	株式会社メディコ・二十一	今治市東村五丁目376-10	平成22年8月31日
庄野薬局水見店	有限会社庄野	西条市水見字下米田丙476-4	平成22年9月18日

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267	デイサービスセンター砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267	平成22年9月30日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267	小規模多機能ホームあったか	伊予郡砥部町高尾田1171 - 3	平成22年9月30日
株式会社プラスタア	西条市三津屋51番地2	ベストケア・デイサービスセンターセトウチ	西条市壬生川675番地1	平成22年10月8日
株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407番地	丸三訪問看護ステーション	宇和島市中央町二丁目3 - 22	平成22年10月22日
株式会社ハッピーファーマシ	松山市東垣生町497番地	ハッピー薬局松前店	伊予郡松前町筒井400 - 1	平成22年10月28日
医療法人大西クリニック	今治市大西町紺原甲827番地1	大西クリニック	今治市大西町紺原甲827番地1	平成22年7月1日
大西克幸	伊予郡砥部町大南457 - 1	二光クリニック	伊予郡砥部町大南457 - 1	平成22年11月2日

○愛媛県告示第1292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267	デイサービスセンター砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267	平成22年9月30日
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267	小規模多機能ホームあったか	伊予郡砥部町高尾田1171 - 3	平成22年9月30日
株式会社プラスタア	西条市三津屋51番地2	ベストケア・デイサービスセンターセトウチ	西条市壬生川675番地1	平成22年10月8日
株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407番地	丸三訪問看護ステーション	宇和島市中央町二丁目3 - 22	平成22年10月22日
株式会社ハッピーファーマシ	松山市東垣生町497番地	ハッピー薬局松前店	伊予郡松前町筒井400 - 1	平成22年10月28日
医療法人大西クリニック	今治市大西町紺原甲827番地1	大西クリニック	今治市大西町紺原甲827番地1	平成22年7月1日
大西克幸	伊予郡砥部町大南457 - 1	二光クリニック	伊予郡砥部町大南457 - 1	平成22年11月2日
株式会社民間救急サービス	大洲市東大洲116番地	株式会社民間救急サービスあつがるケアサービス	大洲市東大洲116番地	平成22年8月1日

○愛媛県告示第1293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
きくぞのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	(変更後) 時の実	(変更後) 宇和島市御幸町二丁目5-8	平成22年10月12日
		(変更前) スパークタイムきくぞの	(変更前) 宇和島市和霊元町四丁目1番12号	

## ○愛媛県告示第1294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
きくぞのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	(変更後) 時の実	(変更後) 宇和島市御幸町二丁目5-8	平成22年10月12日
		(変更前) スパークタイムきくぞの	(変更前) 宇和島市和霊元町四丁目1番12号	

## ○愛媛県告示第1295号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社モバイルコム	デイサービスカトリア朝美	愛媛県松山市朝美二丁目6-31	平成22年10月1日	通所介護
えひめ中央農業協同組合	サンケア坂本	愛媛県松山市久谷町甲77番他	平成22年10月1日	通所介護
株式会社シャローム・ハート	ランチデイさいさい	愛媛県宇和島市津島町下畑地甲1594番地	平成22年10月1日	通所介護
株式会社プラスタア	ベストケア・デイサービスセンターセトウチ	愛媛県西条市壬生川675番地1	平成22年10月1日	通所介護
医療法人明生会	デイサービスほのぼの	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成22年10月1日	通所介護
医療法人明生会	ショートステイそよ風の家	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成22年10月1日	短期入所生活介護
医療法人河原医院	介護老人保健施設ハビネス椿	愛媛県松山市今在家町3丁目9番29号	平成22年10月4日	短期入所生活介護
一般社団法人気楽	訪問介護事業所気楽	愛媛県松山市畑寺町833番地1	平成22年10月15日	訪問介護
株式会社ライフサポート	デイサービスセンター輪厚	愛媛県松山市南土居町293番地4号	平成22年10月29日	通所介護

## ○愛媛県告示第1296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
一般社団法人気楽	居宅介護支援事業所気楽	愛媛県松山市畑寺町833番地1	平成22年10月1日	居宅介護支援

医療法人是成会	ケアプランセンターくぼ	愛媛県今治市内堀一丁目1番19号	平成22年10月1日	居宅介護支援
上島町	上島町魚島デイサービスセンター	愛媛県越智郡上島町魚島一番耕地1367番地2	平成22年10月1日	居宅介護支援
株式会社あけぼの	指定居宅介護支援事業所あいか	愛媛県宇和島市高串二番耕地191番地1	平成22年10月1日	居宅介護支援
医療法人愛寿会	医療法人愛寿会指定居宅介護支援事業所愛	愛媛県新居浜市東雲町二丁目6番19号	平成22年10月5日	居宅介護支援
株式会社こころ	居宅介護支援事業所こころ	愛媛県新居浜市中村1丁目10番29号	平成22年10月5日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
えひめ中央農業協同組合	サンケア坂本	愛媛県松山市久谷町甲77番他	平成22年10月1日	介護予防通所介護
株式会社シャローム・ハート	ランチデイさいさい	愛媛県宇和島市津島町下畑地甲1594番地	平成22年10月1日	介護予防通所介護
医療法人胃腸科内科松村クリニック	訪問看護ステーションすみの	愛媛県新居浜市中筋町二丁目1番6号	平成22年10月1日	介護予防訪問看護
株式会社ブラスタア	ベストケア・デイサービスセンターセトウチ	愛媛県西条市壬生川675番地1	平成22年10月1日	介護予防通所介護
医療法人明生会	ショートステイそよ風の家	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成22年10月1日	介護予防短期入所生活介護
医療法人明生会	デイサービスほのぼの	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成22年10月1日	介護予防通所介護
医療法人河原医院	介護老人保健施設ハピネス椿	愛媛県松山市今在家町3丁目9番29号	平成22年10月4日	介護予防短期入所生活介護
一般社団法人気楽	訪問介護事業所気楽	愛媛県松山市畑寺町833番地1	平成22年10月15日	介護予防訪問介護
株式会社ライフサポート	デイサービスセンター輪厚	愛媛県松山市南土居町293番地4号	平成22年10月29日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1298号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人アクティブボランティアセンター阿蔵の森	指定居宅介護支援事業所阿蔵の森	愛媛県大洲市阿蔵甲1961番地1	平成22年10月15日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1299号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	大串地区	平成22年10月8日

## ○愛媛県告示第1300号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
399	岡 田 辰 敏	今治市菊間町池原858番地	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成		今治市菊間町池原

## ○愛媛県告示第1301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市飯岡土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年11月19日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

## ○愛媛県告示第1302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市兎之山字ツエノウラ乙45番4から 同字乙49番6まで	旧	メートル 11.0～25.0	キロメートル 0.169	
			新	16.0～45.0	0.169	

## ○愛媛県告示第1303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市兎之山字ツエノウラ乙45番4から 同字乙49番6まで	平成22年11月19日

## ○愛媛県告示第1304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市大保木字櫻原辛113番2から 同字110番4まで	平成22年11月19日

## ○愛媛県告示第1305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市大保木字土居壬27番 4	旧	メートル 21.0~27.5	キロメートル 0.018	
			新	32.0~36.0	0.018	

## ○愛媛県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市大保木字土居壬27番 4	平成22年11月19日

## ○愛媛県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	今治市上浦町甘崎35番 4 から 同市同町甘崎21番 2 まで	旧	メートル 13.0~24.0	キロメートル 0.105	
			新	15.5~43.3	0.105	

## ○愛媛県告示第1308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市松末一丁目62番 3 から 同市松末一丁目57番 9 まで	旧	メートル 8.7~10.0	キロメートル 0.085	
			新	10.0~13.2	0.085	

## ○愛媛県告示第1309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山砥部線	伊予市中山町栗田乙782番 3 から 同町栗田乙784番 2 まで	旧	メートル 5.8 ~ 7.1	キロメートル 0.024	
			新	22.0 ~ 26.1	0.024	

○愛媛県告示第1310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予市中山町栗田乙782番 3 から 同町栗田乙784番 2 まで	平成22年11月19日

○愛媛県告示第1311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山砥部線	伊予市中山町栗田乙927番 5 から 同町栗田乙927番 4 まで	旧	メートル 6.8 ~ 9.0	キロメートル 0.072	
			新	13.8 ~ 45.4	0.072	

○愛媛県告示第1312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予市中山町栗田乙927番 5 から 同町栗田乙927番 4 まで	平成22年11月19日

○愛媛県告示第1313号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原因 となった事実
( 般 - 18 ) 第15948号	平成18年 5月31日	谷本庭園(有)	谷本 康弘	大洲市新谷乙421 - 1	平成22年 10月18日	造園工事業	建設業の廃止
( 般 - 20 ) 第16407号	平成20年 11月28日	(株)大喜水質管理センター	藤岡貴美子	大洲市新谷甲979 - 1	平成22年 10月18日	管工事業	建設業の廃止
( 般 - 18 ) 第14950号	平成19年 3月13日	(有)滝野産業	石川 恭平	南宇和郡愛南町城辺乙12 65 - 1	平成22年 10月29日	管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	長浜保内線	八幡浜市日土町2番耕地723番5から 同市日土町2番耕地264番1まで	旧	メートル 4.0～5.5	キロメートル 0.111	
			新	4.9～7.2	0.111	

○愛媛県告示第1315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
 平成22年11月19日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22南大土（開）第1231号 平成22年11月11日	喜多郡内子町内子769番、770番1、770番3、771番、772番、773番、774番、778番3、778番5、778番12、782番、819番、820番、821番、822番、823番、824番、825番、826番、761番地先道及び782番地先水路	喜多郡内子町平岡甲168番地 内子町長 稲本隆壽

○愛媛県告示第1316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	西予市明浜町依津3番耕地168番1地先から 同町依津2番耕地858番2地先まで 及び 西予市明浜町依津3番耕地166番5から 同町依津2番耕地166番5地先まで	旧	メートル 4.0～10.0  0.1～12.5	キロメートル 0.768  0.018	
			新	4.0～69.0  12.5～69.0	0.768  0.656	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
 平成22年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物			予 定 価 格
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
西条市神拝字局乙92番2	宅 地	1,401.34㎡	居 宅 外	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建外	567.51㎡	9,800,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

## (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

## (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

## ア 提出期間

平成22年11月19日（金）から平成23年1月12日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

## イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2255

## ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

## エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成23年1月12日（水）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

## (3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

## ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成22年12月21日（火）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

## (1) 入札及び開札の日時

平成23年1月26日（水）午前11時

## (2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市喜多川796番地1

愛媛県東予地方局7階中会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

## (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有

効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成22年11月10日あったので公表する。

平成22年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成22年度年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成22年11月24日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成22年11月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
  - (1) 選挙権を有する者の総数 1,199,585
  - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,992
  - (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 266,598
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	44,224	14,742
南 宇 和 郡	21,542	7,181

松山市・上浮穴郡	429,406	138,235
今治市・越智郡	149,082	49,694
宇和島市・北宇和郡	86,095	28,699
八幡浜市・西宇和郡	43,155	14,385
新居浜市	102,642	34,214
西条市	93,778	31,260
大洲市・喜多郡	55,776	18,592
伊予市	32,538	10,846
四国中央市	76,265	25,422
西予市	36,703	12,235
東温市	28,379	9,460